

令和5年度 第1回第3次安城市多文化共生プラン策定審議会議事要旨

日時	令和5年9月20日(水) 午後2時～午後4時30分	
場所	安城市役所本庁舎 第10会議室	
出席者	委員	<p>近藤敦会長、神谷明文副会長</p> <p>岩崎友美委員、大屋正人委員、ギョルル友唯委員、小久保互委員、本多悦子委員、高木祐子委員、土井佳彦委員、石田レオナルド委員、江田タケシ委員、石川愛子委員、石川治彦委員、小倉とみ子委員、大峯周二委員</p>
	事務局	<p>長谷部市民生活部長、早水市民協働課長、鈴木市民協働課長補佐、田中地域振興係長、地域振興係鳥居</p> <p>委託業者：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社名古屋 南田氏、山口氏</p>
次第	<p>1 市民憲章唱和</p> <p>2 開会あいさつ</p> <p>3 辞令交付</p> <p>4 委員紹介</p> <p>5 会長選出</p> <p>6 諮問</p> <p>7 議題</p> <p>(1) 安城市多文化共生プラン策定について</p> <p>(2) 安城市における現状と課題</p> <p>(3) アンケート調査について</p> <p>(4) ヒアリング調査について</p> <p>8 その他</p>	

議事要旨

(事務局)

それでは定刻となりましたので、第3次安城市多文化共生プラン策定審議会を始めさせていただきます。

審議会に先立ちまして、市民憲章の唱和を行います。お手元にラミネー

ト加工された市民憲章を配付しておりますので、そちらをご覧ください。

1 市民憲章唱和

長谷部市民生活部長の発声に続き、市民憲章の唱和。

(事務局)

ありがとうございました。それでは審議会の開催にあたり、市長よりあいさつを申し上げます。

2 開会あいさつ

(市長)

安城市の多文化共生プラン策定審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

安城市では、国籍や文化の違いに関わらず、誰もが将来に希望をもつて暮らすことができる社会を実現するために多文化共生プランを策定し、様々な取り組みを実施しています。令和6年度末に現在の第2次多文化共生プランが終了するにあたり、今年度と来年度で第3次多文化共生プランを策定していきます。

安城市には、2023年9月1日時点のデータとして、ブラジル、フィリピン、ベトナムをはじめとする52か国、8,133人の外国人市民が暮らしています。在留資格別に4年前と比較をすると、永住者・定住者の人数に大きな変動はありませんが、技能実習、特定技能、技術・人文知識・国際業務といった就労目的の在留資格を持っている人が増加しています。

国や県の動向をみると、総務省では2020年の9月に「地域における多文化共生推進プラン」を改定し、法務省では2022年6月に「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を策定しています。愛知県では国の動きを受けて2022年12月に第4次あいち多文化共生推進プランを策定し、コミュニケーションの支援やライフステージ・ライフサイクルにお応じた生活支援と多文化共生社会の実現に向けて様々な施策を進めています。安城市のプランにおいてもこうした国や県の計画を踏まえたうえで、市の現状・課題を認識し、力を入れて取り組むべき

施策を見定め位置付けていく必要があると思っています。これからのプランの策定過程におきましては、皆さまが日々ご活躍をされておられますそれぞれの立場からご意見・ご討論を賜りまして、国籍問わず将来に希望をもって暮らすことができる社会を実現するためにご指導をいただければ幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございます。

(事務局)

続きまして、次第3の辞令交付に移ります。

本審議会の任期は本日9月20日から2025年3月31日までとなります。本来であれば委員の皆さまお一人ずつお渡しするのが本意ではありますが、お時間の都合もありますので、皆さまを代表して公募市民の岩崎友美委員にお渡ししたいと思います。

3 辞令交付

委員を代表して公募市民の岩崎友美委員に辞令を交付。

(事務局)

続きまして、次第4の委員紹介に移ります。

本来であればお一人ずつ自己紹介をしていただくところですが、お時間の都合もありますので、事務局にてお一人ずつお名前を読み上げさせていただきます。

お名前を呼ばれた方につきましては、恐れ入りますが、その場でご起立くださいますようお願いいたします。

4 委員紹介

早水市民協働課長により、委員の紹介。

(事務局)

ここで、会議の進行に関するお願いをさせていただきます。ご質問やご発言をいただく際は、挙手をしていただき、進行役から指名を受け、マイクを受け取ってから行っていただくようお願いいたします。

5 会長選出

(事務局)

それでは、次第5の会長選出に移ります。資料2ページの安城市多文化共生プラン策定審議会規則をご覧ください。第3条第2項に、「会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する」とこととされております。

なお選出の手続きにつきまして、特段の規定はございませんが何かご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(委員)

会長となられる方には、外国人の人権や多文化共生施策について見識が深く、また、県や各市の多文化共生推進プランの策定に関与した経験が多数お持ちで、広い視野に立ってこの会議を取りまとめていただけることが期待できるという理由から、近藤委員を推薦したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(事務局)

ただいま近藤委員を会長にというご推薦をいただきまして、皆さま異議なしということでしたので、それでは近藤敦委員に会長をお願いしたいと思っております。

つきましては近藤会長、会長席へご移動をお願いいたします。

－会長移動後－

ここで、近藤会長からごあいさつをいただきたいと思います。

(会長)

名城大学法学部で憲法や国際人権法を教えています近藤と申します。総務省や愛知県をはじめ、安城市や名古屋市、西尾市などの多文化共生推進プランの策定に関与しています。

安城市も就労目的の外国人の方が増えてきていますが、問題のあった技能実習制度は秋に具体的な方針が出されて新たな制度となる見込みです。これまでは職場を変えることが原則できなかったのですが、新制度で職場の移動ができるようになった場合には、魅力ある職場・自治体で

あることを積極的にアピールすることが新しいプランでは必要になってくるとおもいます。永住者など長く日本に生まれている方はSNS等で地域の魅力を多言語で積極的に発信してもらうなど、日本人だけで考えてきた自治体づくりに新たな多様性やアイデアを取り入れていくことで新しい魅力を作っていく必要があると思ひます。

新たなプランについて皆さまの色々な意見を反映してより良いものができたらと思ひます。よろしくお願ひします。

(事務局)

それでは続きまして、会長から副会長の指名をお願ひしたいと思ひます。

(会長)

神谷明文委員に、副会長をお願ひいたします。

(事務局)

神谷副会長、副会長席へご移動をお願ひいたします。

続きまして、次第6の諮問へ移ります。市長より近藤会長へ、安城市多文化共生プランの諮問を申し上げます。

6 諮問

市長より会長に、諮問書の提出。

(事務局)

市長におかれましては、次の公務が入っておりますので、ここで退席させていただきます。

続きまして、次第7の議題へと移ります。安城市多文化共生プラン策定審議会規則第4条第1項により、議長は会長が務めることとされていすので、ここからの進行は近藤会長にお願ひしたいと思ひます。

(会長)

では早速、議題の1番目として、安城市多文化共生プラン策定について、事務局より説明をお願ひいたします。

7 議題

(1) 安城市多文化共生プラン策定について

事務局より、資料について説明。

委員からの意見、質問は特になし。

(会長)

2つ目の議題、安城市における現状と課題について、事務局より説明をお願いいたします。

(2) 安城における現状と課題

事務局より、資料について説明。

(会長)

ただいまの説明について、ご質問とかご意見とかがございましたら手を挙げていただけますか。

(委員)

電話通訳は質問をしたい方が、直接かけて通訳をしていただくという形のみなのですか。

(事務局)

通訳を使って市に相談したいときに、専用ダイヤルにかけるとコールセンターに繋がり、言語と相談内容を伝えることで利用できます。また、市の職員からでも、コールセンターに電話をかけることで、通訳を介して外国人市民の方と会話ができるシステムになっています。

(委員)

日本語がわからない家庭において、学校の個人面談などの場面で利用されることはありますか。

(事務局)

教育委員会では独自にタブレット端末での契約を結んでいるという話

を聞いています。

(委員)

言葉が理解できないと子どもの成長や学校生活について、親が理解することが難しいため、どこでも垣根なく使えるとよいと感じました。

(事務局)

教育委員会等と話をしながら検討していきたいと思えます。

(委員)

通訳のサービスや、資料6ページにおける外国人向けごみの出し方勉強会や日本語教室などは、年度ごとにどのような内容をどのくらいの規模で実施しているか、数や内容の経年変化が分かる情報はありますか。

(事務局)

通訳職員への相談内容は、住民票の異動に関するものや入管への手続き、ビザの更新、在留資格の変更、国際結婚の手続きなどの質問が多いです。テレビ電話については、税金を納められていない人が、収納の担当者と相談する件数が多いです。

(委員)

国籍別に相談内容がわかると、この後のアンケートにも繋がってくるのではないかとおもいました。

(事務局)

全体の数字はあるため、次回の会議の際にデータをお示しできればと思えます。

(委員)

私の町内会には、外国籍の方は半分以上いますが、外国籍の方には、日本語のみの情報であるため回覧板を回していません。回覧板について、多言語化する必要があるのではないのでしょうか。情報を知る権利があると思えます。

いますが、事務局はどう考えていますか。

(事務局)

回覧板の内容をすべて多言語にすることは難しいですが、回覧板は市のお知らせを補足しているものであり、重要なお知らせについては本人宛におく送っています。良い方法がないかを一緒に考えていければと思います。

なお、ごみの出し方に関する注意事項などについては、周知に関する案内の翻訳に市も協力した事例があります。

(会長)

SNSを使った情報発信について、回覧板で多言語向けの情報をQRにて示すことで、多言語化する負担を減らし、外国人の方にも回覧板を回すなどの工夫をし、同じような情報が届くようにすることも考えられます。ご検討ください。

(委員)

一軒家だと回覧板が回ってくるため、外国人の永住者で持ち家の方の数が分かれば、次回の会議でご提出頂きたいです。多言語化されていることで、回覧板の重要性を外国人の方に示すことも大切かと思えます。

(事務局)

外国人の方の持ち家の方の数については情報を提供できない可能性が高いため、確認しますが提供できない場合はご容赦ください。

(委員)

生活に関する部分について、ゴミ出しの勉強会以外でやっていることはありますか。

(事務局)

ゴミ出しの勉強会以外は、特に実施していません。

(委員)

外国人の方が多いエリアに住んでいるが、自転車のマナーが悪いので、日本人も含めて交通安全教室をしていただけると、考え方の違いに対する理解も深まり、良いのではないかと思います。

外国人親子向けの子育てサロンはどこでやられていますか。

(事務局)

令和3年度は安祥閣で、令和4年度はテーマに合わせて児童センターやアンフォール、安城市民交流センターなどで実施しました。令和5年度は安城市役所さくら庁舎で固定して実施しています。場所については検証しながら進めているところです。

(委員)

全員が車を持っているわけではなく、あんくるバスの利便性が悪い場所もあり、参加が難しい人もいるのではないかと考えられます。子育て世代の多い地域のコミュニティセンターでやることも検討していただけると良いと思います。

(事務局)

場所については様々な声があり、模索段階であるため、アンケート調査やヒアリング調査の意見なども踏まえて検討していきたいと思っております。

(委員)

安城市の防災・行政アプリをインストールしたものの、多言語設定では日本語しか対応していなかったのを確認いただきたいです。

安城市では家族滞在が可能な在留資格の方が増えているとのことですが、外国人の世帯の人数に関するデータはありますか。外国人の子どもの数は微増とのことでしたが、日本人も含めた子どもの数の割合では影響が大きくなっているのではないのでしょうか。

(事務局)

防災・行政アプリのエラーについては所管部署に報告します。

がいこくじん せたい にんずう とうけい ぶもんなど で ー た ていきょうかのう かく
外国人の世帯の人数についても、統計の部門等とデータが提供可能か確
にん
認をします。

いいん
(委員)

かいらんばん たげんごか ほんやくあぶり しょう うなが ひと て
回覧板の多言語化については、翻訳アプリの使用を促すのも一つの手か
おも
とと思います。

たげんご こうつうあんぜん かん どうが あいちけんけい で いま
多言語の交通安全に関する動画は愛知県警から出ています。今あるもの
あんじょうし かつよう おも
を安城市としてうまく活用できればと思います。

しりょう ペーじ にほんじん しゃかいげん おお りゆう なに
資料11ページで、日本人の社会減が大きくなっている理由は何かあり
ますか。

じむきょく
(事務局)

じどうしゃせいぞうぎょう せいさんちようせい おこな えいきょう こよう せいげん りゆう
自動車製造業において生産調整が行われた影響で雇用が制限され、流
にゆうじんこう すく りゆうしゅつじんこう めだ
入人口が少なくなったことで、流出人口が目立っているのではないかと
かんが
考えられます。

いいん
(委員)

りゆう があればよいのですが、にほんじん がいこくじん いっぽうてき へ
理由があればよいのですが、日本人や外国人が一方的に減ってしまうと
じょうきょう もんだい お しめ かのうせい たぶん
いう状況は問題が起きていることを示している可能性があるため、多文
かきょうせい かんてん す ちいき ひつよう おも
化共生の観点からどちらも住みやすい地域にしていく必要があると思
います。

いいん
(委員)

ほんやくあぶり つか かた くふう えいご ばいかい ほんやく ほん
翻訳アプリの使い方の工夫として、英語を媒介させて翻訳することで翻
やく しつ こうじょう ほんやくあぶり しょう
訳の質が向上することがあります。また、翻訳アプリを使用するかどうか
きじゅん ひと じぶん くに こつき の
の基準の一つとして、自分の国の国旗が載っているかどうかというもの
があります。翻訳の負担も考慮すると翻訳は英語に絞って、大切な部分は多
げんご ほんやく よ おも
言語に翻訳するというのが良いのではないかと思います。

いいん
(委員)

にほんご じたい はっしんほうほう にほんご くふう ひつよう
日本語自体も発信方法を「やさしい日本語」にするなどの工夫が必要だ
おも
とと思います。「やさしい日本語」は外国人だけではなく、子どもや高齢者な

だれにとっても、やさしいものです。また、^{がいこくじん}外国人の方も^{にほんご}日本語が^{りかい}理解できると^{にほんご}日本語を^{まな}学ぶモチベーションになります。^{ほんやく}翻訳についても、「やさしい日本語」の方が^{ほんやく}翻訳しやすいので^{けんとう}検討してほしいです。

(^{いいん}委員)

^{がっこう}学校に通っている^{なか}子どもの中には^{きこくしじょ}帰国子女の子どももいます。^{にほんご}日本語を^{はな}話しているからといって^{にほんご}日本語で^{がっこうきょういく}学校教育を^{りかい}理解できているとは^{かぎ}限らないため、^{にほんごきょうしつ}日本語教室など^{とくべつ}特別クラスがあってもいいのではないのでしょうか。

(^{じむきょく}事務局)

^{ざいせいてき}財政的な^{せいやく}制約の中で、^{なか}現在は^{げんざい}日本語が^{にほんご}全く^{まった}分からない^わ子どもを^こ対象に、^{たいしょう}今池小学校と^{にほんごしょうがっこう}二本木小学校の^{にこう}二校で^{にほんごしょきしどうきょうしつ}日本語初期指導教室を^{じっし}実施しています。

(^{いいん}委員)

^{きょうしよくいん}教職員の^{ふざい}不在に^{そな}備えて、^{きょうしよくいん}教職員の^{はけん}派遣のような^{しすてむ}システムは^{けんとう}検討することはできないのでしょうか。

(^{じむきょく}事務局)

^{びょうき}病気などによる^{きょうしよくいん}教職員の^{ふざい}不在時には、^{きょうむしゅにん}教務主任など、^{たんになん}担任をもたない^{せん}先生で^{せい}対応して^{たいおう}いただいていると思います。^{おも}教育部門の^{きょういくぶもん}管轄のため、^{かんかつ}可否については^かお答えが^ひ難しいです。

(^{かいちょう}会長)

^{こんご}今後の^{しんぎかい}審議会において^{きょういくいいんかい}教育委員会の方にも^{かた}参加してもらい、^{さんか}話を^{はなし}できる^{きかい}機会が^{もう}設けられればよいと思います。

(^{じむきょく}事務局)

^{きょういくいいんかい}教育委員会へ^{そうだん}相談のうえ、^{けんとう}検討させていただきます。

(^{いいん}委員)

^{あんじょうし}安城市の^{にほんごしょきしどうきょうしつ}日本語初期指導教室にて、^{にほん}日本に^き来て^{がいこくじん}すぐの^こ外国人の^{たち}子ども達

の指導をしています。継続して子ども達を支援していただけるようなシステムを作っていました。現在は委託という形で実施していますが、期間が3年間のため、受託業者が変更になることで指導方針などが変わってしまう可能性があります。子どもの立場で考えたときに問題はないだろうかと考えています。市の職員として指導者を雇用するということも考えられるのではないのでしょうか。教育委員会の方々と意見交換をお願いしたいです。

ふくかいちょう
(副会長)

安城市の生活保護の窓口で、外国人に対する不適切な対応があったという報道がありました。外国人への生活保護について法律の規定がなく、通知についても基準が不明確であったことから誤解を生むような報道を招いたというものになります。安城市は現状で60世帯の外国人世帯に生活保護を出しております。

審議会において外国人に対する福祉や困窮問題を取り上げる予定はありますか。

かいちょう
(会長)

厚労省が出した、比較的最近の自立支援法に関する通知で、ホームレスであっても県営住宅等に入居できるようにして、生活保護を受けられるようにするという旨の通知を、担当者は知らなかったのではないかと。何が原因だったかについては、いずれ検証委員会から報告されると思うが、法令等に明記がなく、通知等によるものについて、担当者が全部を把握できていないことによる問題は、生活保護に限らずある話である。

いいん
(委員)

特に新型コロナウイルス感染症が蔓延していた時期は、外国人の方が非常に多く福祉の窓口に来ていました。多文化共生プランとしても、福祉や困窮の問題を取り上げて良いのではないのでしょうか。

かいちょう
(会長)

具体的な多文化共生プランの中身を議論する際に関連する場面が出て

くるかもしれないので、その時に議論をすることになるかもしれません。

(会長)

いろいろなご意見が出ていますが、まだ後二つ議題がありますので、こ
こまでとします。議題の3つ目、アンケート調査について、事務局より説
明をお願いします。

(3) アンケート調査について及び(4) ヒアリング調査について

時間の都合上、事務局より2つの資料についてまとめて説明。

(会長)

アンケート調査とヒアリング調査についてですが、ご質問やご意見があ
る方は手を挙げてください。

(委員)

外国人アンケート調査票の設問数が多く、内容も難しいように感じまし
た。前回のアンケート調査ではどの程度の回収数だったのでしょうか。

(事務局)

前回のアンケート調査でも今回と同様に、外国人には1,000部配布
して、回収数は335部、回収率は33.5%になります。設問数は前回
よりも数問減っている状況ですが、施策を考えていくうえで大幅に設問
を減らすことは難しいです。

(委員)

正しく翻訳されているかもわからない場合もありますので、アンケート
を数回にわたるなどの工夫も考えていただければと思います。

(事務局)

多文化共生プランの策定にあたって施策を考え、経年での変化を把握す
るという観点からこの設問数となっております。設問数も多いので回答率
は高くはないかもしれませんが、有効な回収数を集められれば分析で

きるという観点から調査票を設計しています。アンケート調査の結果も踏まえて、細かい点についてはヒアリングで深掘りしていくことを考えています。

(委員)

施策として反映できる項目をアンケート調査では聞いてもらえればと思います。

外国人向けアンケート調査のQ8において、家族全体の月収を聞いていますが、どのような目的で聞いているのでしょうか。

(事務局)

出入国在留管理庁が実施したアンケート調査でも似た項目を聞いていることから設問として入れており、外国人で生活に困る状況にいる方の把握を目的としています。

(委員)

それであれば金額ではなく、どのような状況にあるかを聞けばよいのではないのでしょうか。また、外国人にだけ聞くということにも違和感があります。

(事務局)

日本人については、国勢調査などで把握できるため外国人に限って聞いています。

(委員)

外国人向けアンケート調査のQ5、日本人向けアンケート調査の問3において、家から一番近い中学校を聞いているのはなぜでしょうか。町名の方が良いのではないのでしょうか。

(事務局)

町名の選択式だと選択肢が多くなり、記述式では回答しづらいなどの理由から、他のアンケートでもよく使われている中学校区を使用しています。

わからない方については記述式で書いていただくようになっています。

(委員)

家から近い中学校と中学校区は異なると思うので、正確な情報を得られるように検討していただきたいと思います。

(事務局)

ご意見を踏まえて検討させていただきます。

(委員)

外国人向けアンケートQ12の年金の設問について、外国人が永住権に変更する際に年金の保険料を払っていないといけないのですが、永住権を取得するために正確な情報を書いていただけない可能性があるのではないかと考えます。

(会長)

以前は外国人の年金加入率が低かったため、加入率の把握が必要でしたが、現在は入国管理の審査が厳格化されたこともあり加入率が高まっており把握の必要性は下がってはきていると思います。

また、アンケートについては匿名式のため不正確な情報を入力するという事は少ないのではないかと考えられます。

(事務局)

安城市に住む外国人の方の今後の高齢化を見据え、年金がもらえる状況にあるのか把握しておきたいと考えています。

(委員)

外国人向けアンケートのQ15-2について、日本語が堪能なため学ばせる必要がない、現在学ばせているという選択肢があった方が良いでしょう。

(事務局)

Q15-2-1の前提となる設問として設定していますが、選択肢を精査する必要があると思いますので、検討・修正させていただきたいと思います。

(委員)

私はペルーから来ていますが、最低限英語にしてもらえるとありがたいです。外国人だけ、学校から書類をもらえないということもありました。

私は日本語を勉強したいと思っていますが、平日は忙しくてなかなか時間を取れません。日本語を勉強できる場所も少ないです。娘は日本語を話せますが、なるべく娘の力は借りたくないです。外国人側も言葉の壁を解決するために力をつけていかなければならないと思います。今は通訳に助けられている人が多いですが、日本語が話せるようになるように、日曜日などに日本語教室が開催されていけば、一部の人が参加していくことで少しずつ変わっていけるのではないのでしょうか。

(会長)

外国人の方も日本人の方も参加して楽しみながら日本語を学べる交流の機会があると良いと思います。また、逆に日本人がスペイン語を教えるもらうなどの友達付き合いができるイベントを増やしていければ本当の意味での多文化共生社会ができていくのではないのでしょうか。

「やさしい日本語」と母国語が併記されている資料は、それ自体が日本語の教材となるという側面や、オンラインを使った日本語教室だともう少し参加しやすくなるなど、やり方は様々考えられると思います。

(委員)

簡単な漢字を最初に教えてもらうことで、その後の勉強に対してもどんどんと興味が出てくるのではないかと思います。

(事務局)

日本語能力に関する設問や、交流の意向の設問の結果も踏まえて施策を考えていきたいと思っています。

(委員)

安城市に住む、同じ国の方などによるSNSグループなどはあるのでしょうか。

(委員)

サッカーが好きなので、そうした関連のグループで、お知らせをすることはあります。

(委員)

例えば facebook のグループに安城市のアカウントから投稿することで市の情報が共有されるということが考えられるかもしれません。

何かを一緒にやりながら、そのコミュニケーションを通じて日本語を学ぶ中で、様々な情報を得ることができるのではないのでしょうか。外国人コミュニティに入るきっかけや日本人と関わるきっかけとしてイベントがあれば良いと思います。また、その際には託児サービスがあると利用しやすいのではないのでしょうか。

(委員)

日本人と外国人の間の問題には、通訳に起因することもあります。例えば市役所の通訳サービスでは通訳の方に全部を通訳してもらえないということもありました。また、外国人に限らず日本人にもマナーの悪い人はいるので、国籍に関わらずルールやマナーを守れるようにみんなで力を合わせてやっていければと思います。

(会長)

キーパーソンの方にSNSなどで拡散してもらえるようなネットワークづくりも意識して、次のプラン策定に生かしていければ良いと思います。以上で議事が全て終了しました。進行を事務局にお返しします。

(事務局)

それでは次第8のその他に移ります。

はじめに次回の審議会について、ご案内をします。第2回目の審議会に

ついては、来年の2月中旬頃を予定しております。詳細が決まり次第、改めて文書で案内をさせていただきます。

また、開催通知にも書かせていただきましたが、通知の方法について、今回は郵送で送らせていただきましたが、メールでの通知を希望される方につきましては、事務局までご連絡をよろしくお願い致します。

続きまして、報酬等の振込依頼書とマイナンバー報告書等について、ご連絡をさせていただきます。こちらについては、お帰りの際に机の上に伏せて置いていただければ、事務局で回収いたします。

なお、過去に、他の会議等において既に市役所に提出済みで、振込口座や住所等に変更がない方については、提出不要ですので、よろしくお願い致します。

また、用紙をお忘れの方は、事務局からお渡しすることもできますので、会議終了後に、事務局までお声かけください。

それではこれもちまして、次第の内容が全て終了致しました。最後に市民協働課長補佐の鈴木から、お礼の言葉を申し上げます。

(事務局)

皆さまには貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。本日いただいたご意見を踏まえまして、今後アンケート調査及びヒアリングを進めてまいりますので、よろしくお願い致します。

なお、本日の資料、議事録及び撮影した記録写真につきましては、市公式ウェブサイトに掲載し、公表してまいりますので、よろしくお願い致します。

それでは、これもちまして第1回安城市多文化共生プラン策定審議会を閉会します。お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございました。